



2026年1月27日

各 位

会 社 名 プライム・ストラテジー株式会社
代 表 者 代 表 取 締 役 吉 政 忠 志
(コード番号: 5250 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 城 塚 紘 行
(TEL 03-6551-2995)

商号の変更、決算期（事業年度の末日）の変更 及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（2026年1月27日）開催の取締役会において、商号の変更、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更について、2026年2月26日開催予定の第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は新たに2025年12月26日付でGMOインターネットグループ株式会社へグループジョインいたしました。これに伴い、一体感の向上、ブランド力強化等を目的として、「プライム・ストラテジー株式会社」から新商号「GMO プライム・ストラテジー株式会社」に変更するものであります。

(2) 新商号（英文表記）

GMO プライム・ストラテジー株式会社 (GMO PRIME STRATEGY CO., LTD.)

(3) 変更予定日

2026年2月27日（予定）

※本商号変更は、2026年2月26日開催予定の第23回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることが条件となります。

2. 決算期（事業年度の末日）の変更について

(1) 変更の理由

当社の事業年度は毎年12月1日から翌年11月30日までの1年としておりますが、新たに2025年12月26日付でGMOインターネットグループ株式会社へグループジョインしたことから、決算期の統一を行い、予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図ることを目的として、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。

(2) 決算期変更の内容

現在：毎年11月30日

変更後：毎年12月31日

決算期変更の経過期間となる第24期は、2025年12月1日から2026年12月31日までの13か月決算となる予定です。

(3) 今後の見通し

決算期（事業年度の末日）の変更は、2026年2月26日開催予定の第23回株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることが条件となります。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

①GMO イズムの明記

当社は新たに2025年12月26日付でGMOインターネットグループ株式会社へグループジョインいたしました。グループジョイン以降、当社はGMO イズムに基づいて経営を実践し続けています。

今後もGMO イズムを実践することで、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献し、「すべての人にインターネット」を実現していくため、GMO インターネットグループの根幹であるGMO イズムを記載し、企業理念を明確にするために変更案第2条を新設するものです。

②商号変更

当社は新たに2025年12月26日付でGMOインターネットグループ株式会社へグループジョインいたしました。これに伴い、一体感の向上、ブランド力強化等を目的として、「プライム・ストラテジー株式会社」から新商号「GMO プライム・ストラテジー株式会社」に変更するべく現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2026年2月27日とし、効力発生日をもってこれを削除するものといたします。

③所在地変更

当社は新たに2025年12月26日付でGMOインターネットグループ株式会社へグループジョインしたことから、会社相互の連結の強化と業務効率向上のため、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都千代田区から東京都渋谷区に変更するものであります。

なお、この定款一部変更は、2026年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする附則を設けるものであります。

④取締役会による事後承認の禁止

経営の透明性の確保、内部統制等の観点から、取締役会による事後承認の禁止を明確にするため、変更案第28条を新設するものであります。

⑤場所に定めのない株主総会の開催

当社は居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款12条に第2項を追加するものであります。

なお、この定款一部変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする附則を設けるものであります。

⑥事業年度の変更

当社の事業年度は毎年12月1日から翌年11月30日までの1年としておりますが、新たに2025年12月26日付でGMOインターネットグループ株式会社へグループジョインしたことから、決算期の統一を行い、予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図ることを目的として、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款11条、33条、35条、に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第24期事業年度は2025年12月1日から2026年12月31日までの13か月となります。そのため経過措置として附則を設けるものであります。

⑦その他、上記の各変更に伴う条数の変更及び字句の修正

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日：2026年2月26日（予定）

定款一部変更の効力発生日 : 2026年2月26日（予定）

なお、商号変更、所在地変更、場所に定めのない株主総会の開催及び事業年度の変更の効力発生日は、「(1) 変更の理由」内②、③、⑤、⑥にそれぞれ記載のとおりです。

以上

【別紙】

定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(商号) <u>第1条 当会社は、プライム・ストラテジー株式会社</u> と称し、英文では、 <u>PRIME STRATEGY CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当会社は、GMOプライム・ストラテジー株式会社と称し、英文では、 <u>GMO PRIME STRATEGY CO., LTD.</u> と表示する。
(新設)	(GMOイズム) 第2条 当会社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMOイズム」に基づき、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。
<u>第2条</u> (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(本店の所在地) <u>第3条</u> 当会社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。	(本店の所在地) 第4条 当会社は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。
<u>第4条～第7条</u> (条文省略)	第5条～第8条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(単元未満株主の権利制限) <u>第8条</u> 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株主の権利制限) <u>第9条</u> 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
<u>第9条</u> (条文省略)	<u>第10条</u> (現行どおり)
(株式取扱規程) <u>第10条</u> 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規程) <u>第11条</u> 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(基準日) <u>第11条</u> 当会社は、毎年 <u>11月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。	(基準日) <u>第12条</u> 当会社は、毎年 <u>12月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

現行定款	変更案
(招集) <u>第12条</u> 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。 (新設)	(招集) <u>第13条</u> 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。 2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。
<u>第13条</u> (条文省略)	<u>第14条</u> (現行どおり)
(電子提供措置等) <u>第14条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めたものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	(電子提供措置等) <u>第15条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めたものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
<u>第15条～第26条</u> (条文省略)	<u>第16条～第27条</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(取締役会による事後承認の禁止)</u></p> <p><u>第28条 取締役会において決議すべき事項についての取締役会の決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急かつ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行することができる。</u></p> <p><u>3. 前項の場合には、代表取締役は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。</u></p>
<u>第27条～第30条</u> (条文省略)	<u>第29条～第32条</u> (現行どおり)
<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第31条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第33条 当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現行定款	変更案
(事業年度) <u>第33条</u> 当会社の事業年度は、毎年 <u>12月1日</u> から <u>翌年11月30日</u> までとする。	(事業年度) <u>第35条</u> 当会社の事業年度は、毎年 <u>1月1日</u> から <u>12月31日</u> までとする。 <u>第36条</u> (現行どおり)
<u>第34条</u> (条文省略) (剩余金の配当の基準日) <u>第35条</u> 当会社の期末配当基準日は、毎年 <u>11月30日</u> とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>5月31日</u> とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。	(剩余金の配当の基準日) <u>第37条</u> 当会社の期末配当基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。
<u>第36条～第38条</u> (条文省略) (新設)	<u>第38条～第40条</u> (現行どおり) (本店の所在地の移転に関する経過措置) <u>第41条 第4条</u> (本店の所在地) の変更は2026年6月30日までに開催される取締役会（会社法第370条の規定による場合を含む。）において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生後にこれを削除する。

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u></p> <p><u>第42条 第13条第2項の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当会社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本条は効力発生後にこれを削除する。</u></p> <p><u>(事業年度に関する経過措置)</u></p> <p><u>第43条 第35条(事業年度)の規定にかかわらず、当会社の第24期の事業年度は、2025年12月1日から2026年12月31日までとする。</u></p> <p><u>2. 第37条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、当会社の第24期の事業年度の中間配当の基準日は、5月31日とする。</u></p> <p><u>3. 本条は、当会社の第24期の事業年度に係る定時株主総会の終結後にこれを削除する。</u></p> <p><u>(商号変更に関する経過措置)</u></p> <p><u>第44条 定款第1条(商号)の変更は2026年2月27日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は効力発生後にこれを削除する。</u></p>
(新設)	